

0、デジタル通貨とは？

いま現在は●●Payを利用していない私がこの題材で皆さまに情報をお伝えすることによりささか抵抗はありますが、これを機に私もデジタル払いに向き合ってみようと思い筆をとりました。

そもそも、デジタル払いとはデジタル通貨によって支払いを行うことですが、ここでいう『デジタル通貨』とは、従来の紙幣や硬貨などの『現金』ではなく、デジタルのデータ（電子情報）で管理・利用される通貨のことで、『デジタルマネー』と呼ばれることもあります。

デジタル通貨の代表例は、以下の3つが挙げられます。

①電子マネー

電子マネーは現金を電子化して利用できるようにしたもので、主に以下のような種類があります。

- ・交通系電子マネー（電車やバスなどでの利用が前提）
- ・流通系電子マネー（スーパーやコンビニなどでの利用が前提）
- ・クレジットカード系電子マネー（クレジットカードと連動させて利用）
- ・二次元コード系電子マネー（バーコードなどを使って決済）

専用のカードやスマホなどを介して支払いに利用するのが基本的な使い方、端末にタッチするだけなど簡単な手続きで決済が完了するため、現金に比べて手間や時間を省くことができます。

②仮想通貨

仮想通貨（暗号資産）は『インターネット上でやり取りできる財産的価値』とされています。電子マネーと仮想通貨はオンラインでの取引にも利用できる決済手段であり、いずれもデジタル通貨に分類されますが、両者の最も大きな違いは『法定通貨』をもとに運営されているか否かです。

電子マネーは、国や中央銀行が発行した法定通貨（日本の場合は『円』）をもとに金融機関などが提供しているサービスで、電子マネーの価値は法定通貨の価値と同じです。一方で、仮想通貨は民間の事業者が独自に発行している通貨であり、法定通貨と違って国や中央銀行に管理されていないため、独自の価値基盤や需要によって価値が変動します。

③中央銀行デジタル通貨

中央銀行デジタル通貨（CBDC）とは、中央銀行が発行するデジタル通貨のことですが、実際に導入されたり導入に向けた議論が積極的に行われている国はわずかです。日本を含む先進国の多くが導入に慎重な姿勢を示しており、日銀は「現時点でデジタル通貨を発行する計画はない」と断言しています。

主なデジタル通貨の正体を端的に表現すると、『中央銀行デジタル通貨』は法定通貨そのもの、『電子マネー』は法定通貨の代替、『仮想通貨』は独自の通貨となります。

今回の題材に挙げた**賃金のデジタル払い**では、現金化できないポイントや仮想通貨での賃金支払いは認められておらず、日本において中央銀行デジタル通貨は運用されていないことから、実質的には『**電子マネー**』が対象となります。

1、賃金のデジタル払いが可能に

労働基準法では、賃金は現金払いが原則ですが、労働者が同意した場合、銀行口座への賃金の振込みが認められてきました。現在は口座振込での支払いが圧倒的に多いと思いますが、キャッシュレス決済の普及や送金手段の多様化のニーズに対応するため、**労働者が同意した場合**には、厚生労働省が指定した**資金移動業者（●●Payなど）の口座への賃金支払い（賃金のデジタル払い）も認められる**こととなりました。

資金移動業者とは、通貨をデータに変換しデジタル通貨として支払いや資金の移動といった為替取引を行う、銀行以外の業者のことを指します。令和6年10月現在ではPayPay、LINE Pay、PayPalなどのキャッシュレスサービスを主とする80社余りが資金移動業者として財務局に登録されていますが、そのなかで賃金のデジタル払いが認められるのは、厚生労働省で一定の審査を受けたのち、内閣総理大臣による資金移動業者登録簿に登録された業者のみが該当し、令和7年4月4日現在は後述の4社となっていますが、指定資金移動業者は今後も拡大が見込まれています。

2、賃金のデジタル払いに必要な手続き

①労使協定の締結等

賃金のデジタル払いを導入するにあたっては、**労働者の過半数代表者と労使協定を締結**する必要があります。その労使協定には以下の項目を記載します。

- (1) 対象となる労働者の範囲
- (2) 対象となる賃金の範囲とその金額
- (3) 取扱指定資金移動業者の範囲
- (4) 実施開始時期

②労働者への説明

労使協定を締結したうえで、賃金のデジタル払いを希望する労働者に対して、**賃金のデジタル払いに関する必要事項**（別添 資金移動業者口座への賃金支払いに関する留意事項）を説明します。

なお、労働者への説明は、雇用主から指定資金移動業者に委託できます。

③労働者の個別の同意取得

労働者から**個別の同意**を得ます。労働者への説明を指定資金移動業者に委託した場合でも、労働者の同意は雇用主自らが得る必要があります。

労働者から同意を得る際に、賃金のデジタル払いを行う口座に賃金を振り込むために必要な情報、受取希望額、指定代替口座等の情報（別添 同意書参考例、本誌P18・19掲載）を取得します。

④その他

賃金支払いの実務を行うための手続きは、指定資金移動業者によって異なるため、**導入する指定資金移動業者のサービス内容**をご確認ください。

所定の賃金支払日に賃金を支払うため、雇用主において行う必要がある**事務処理の期限**についても、サービス内容と併せてご確認ください。

厚生労働省ホームページ
「賃金のデジタル払いが可能になります!」



3、指定資金移動業者とそのサービス概要

賃金のデジタル払いが認められたことは、令和4年11月28日付け労働基準法施行規則の一部を改正する省令公布にてすでに示され、令和5年4月1日の省令施行から資金移動業者からの指定申請の受付が開始されていますが、令和7年4月4日現在で4社が指定を受け、運用が開始されています。

それぞれのサービス概要は、下記別掲1から4のとおりです。

別掲1 PayPay株式会社

指定番号	厚生労働大臣第00001号
指定年月日	令和6年8月9日
指定資金移動業者 (問い合わせ先)	PayPay株式会社 (PayPayカスタマーサポート:0120-990-634)
サービス名称	PayPay給与受取
労働者指定口座の受入上限額	20万円
労働者からの同意取得時に 記載が必要な情報	・給与受取口座への入金用口座番号の情報 ・代替口座として指定資金移動業者へ登録する自動送金先口座兼保証金受取 口座の情報
保証機関(問い合わせ先)	三井住友海上火災保険株式会社 (PayPay給与受取 保証サービスお問い合わせセンター:0120-632-528)

別掲2 株式会社リクルートMUFGビジネス

指定番号	厚生労働大臣第00002号
指定年月日	令和6年12月13日
指定資金移動業者 (問い合わせ先)	株式会社リクルートMUFGビジネス (COIN+サポートデスク:0120-013-905)
サービス名称	COIN+(スタンダード)
労働者指定口座の受入上限額	30万円
労働者からの同意取得時に 記載が必要な情報	・COIN+アカウントの情報(ID、氏名) ・代替口座として指定資金移動業者へ登録する初期選択口座の情報
保証機関(問い合わせ先)	株式会社三菱UFJ銀行 (株式会社三菱UFJ銀行営業本部情報通信・テクノロジー部第二Gr. :050-3528-1484)

別掲3 楽天Edy株式会社

指定番号	厚生労働大臣第00003号
指定年月日	令和7年3月19日
指定資金移動業者 (問い合わせ先)	楽天Edy株式会社 (楽天Edyカスタマーデスク:0570-081-999)
サービス名称	楽天ペイ給与受取
労働者指定口座の受入上限額	10万円
労働者からの同意取得時に 記載が必要な情報	・ 楽天会員情報(ID、氏名) ・ 従業員番号 ・ 代替口座として指定資金移動業者へ登録する預貯金口座情報
保証機関(問い合わせ先)	楽天信託株式会社 (問い合わせ窓口:050-5581-6604)

別掲4 auペイメント株式会社

指定番号	厚生労働大臣第00004号
指定年月日	令和7年4月4日
指定資金移動業者 (問い合わせ先)	auペイメント株式会社 (サポートセンター:0120-364-033)
サービス名称	au PAY 給与受取
労働者指定口座の受入上限額	10万円
労働者からの同意取得時に 記載が必要な情報	・ au PAY 会員ナンバー又はau PAY 給与受取口座の情報 ・ 代替口座として指定資金移動業者へ登録する払出口座情報
保証機関(問い合わせ先)	auじぶん銀行株式会社 (auじぶん銀行ローンセンター:03-6758-2927)

※その他の詳細情報は、各社のHPなどをご参照願います。(令和7年4月4日現在)

4、賃金のデジタル払いの将来

賃金のデジタル払いに関するメリットとデメリットとしては、以下の項目が挙げられます。

《メリット》

- ・ キャッシュレス決済を利用しやすくなる
- ・ 将来的には日本の口座が不要となる
- ・ 賃金を受け取る頻度が上がる可能性がある
- ・ 企業イメージが向上し、雇用機会が拡大する

《デメリット》

- ・ 導入に一定の手続きが必要となる
- ・ 現金支払いや家賃の引落しに対応しにくい
- ・ 残高上限に制限がある(代替口座が必要となる)
- ・ ハッキングや不正利用などのリスクがある

ま と め

賃金のデジタル払いが認められたことで、賃金の支払い方に選択肢が広がったことは間違いありません。一方で、賃金のデジタル払いにはメリットとデメリットがあることも事実ですが、紙幣硬貨の発行や輸送、紙幣通貨の流通量削減による省力化(設備や業務の削減)、昨今増加する来日外国人の利便性などを考慮すると、日本政府としてデジタル通貨の運用拡大は喫緊の課題と考えています。

賃金のデジタル払いについては新たな取組みであり、今後において規制や運用が見直されることもあるかと思いますが、デジタル通貨に関する正しい理解を得て、労働者それぞれの生活環境に適した選択ができるよう、雇用者の皆さまには賃金のデジタル払い導入に向けた情報収集と検討をお願いします。

※本誌26ページ掲載「賃金デジタル払いの検討(2)」も併せてご覧ください。当協会では「賃金デジタル払い導入総合支援事業」・「賃金デジタル払い検討セミナー」(名北会員無料)を実施中。詳しくは、協会HPをご覧ください。

別紙様式第14号（第7条の2関係）

資金移動業者口座への賃金支払に関する同意書

（参考例）

（使用者名） 殿

私（労働者名）は、資金移動業者口座への賃金支払いについて、以下の内容を確認しました。

- ☐ 使用者から、賃金支払の方法として、厚生労働大臣の指定を受けた資金移動業者（以下「指定資金移動業者」という。）の口座（以下「指定資金移動業者口座」という。）のほか、預貯金口座（銀行口座等）又は証券総合口座への賃金支払も併せて選択肢として提示されたこと
- ☐ 使用者又は使用者から委託を受けた指定資金移動業者から、裏面の留意事項について説明を受け、その内容を確認したこと

その上で、私（労働者名）は、資金移動業者口座への賃金支払いについて以下のとおり選択します。

- ☐ 私（労働者名）は、以下の事項を確認した上で、指定資金移動業者口座への賃金支払に同意し、その取扱いは、下記のとおりとするよう申し出ます。
- ☐ 私（労働者名）は、資金移動業者口座への賃金支払いに同意しません。（こちらを選択する場合、以下の記入は不要です）

記

1. 指定資金移動業者口座への資金移動を希望する賃金の範囲及びその金額

※指定資金移動業者口座は、資金の受入上限額が100万円以下とされています。希望する賃金の範囲及びその金額は、裏面の留意事項「2. 資金移動業者口座の資金」を確認の上設定することが必要です。

- ア. 定期賃金 円
- イ. 賞与 円
- ウ. 退職金 円

2. 労働者が指定する指定資金移動業者名、サービスの名称、口座番号（アカウントID）及び名義人（その他口座を特定するために必要な情報があればその事項）

指定資金移動業者名

資金移動サービスの名称

口座番号（アカウントID）

名義人

（その他必要であれば口座を特定するために必要な情報（例：労働者の電話番号等））

3. 指定資金移動業者口座への支払開始希望時期

年 月 日

4. 代替口座として指定する金融機関店舗名並びに預金又は貯金の種類及び口座番号又は指定する証券会社店舗名並びに証券総合口座の口座番号、名義人

※本口座は、指定資金移動業者口座の受入上限額を超えた際に超過相当額の金銭を労働者が受け取る場合、指定資金移動業者の破綻時に保証機関から弁済を受ける場合等に利用が想定されます。

金融機関店舗名又は証券会社店舗名

口座番号

名義人

年 月 日

氏 名

資金移動業者口座への賃金支払に関する留意事項

資金移動業者とは、資金決済に関する法律（平成21年法律第59号。以下「資金決済法」という。）に基づき、内閣総理大臣（財務局長に委任）の登録を受けて、銀行その他の金融機関以外の者で為替取引を業として営む事業者です。

【1. 労働者の同意】

使用者又は使用者から委託を受けた指定資金移動業者は、労働者に対して、以降に記載する事項について説明しなければなりません。また、資金移動業者口座への賃金支払を行う場合には、使用者は、労働者に対して、賃金支払方法の選択肢として、現金又は資金移動業者口座以外に、預貯金口座（銀行口座）又は証券総合口座への賃金支払も併せて提示しなければなりません。仮に、使用者が、賃金支払方法として、現金が資金移動業者口座かの2つの選択肢のみを労働者に提示した場合や、形式的に選択肢を提示していたとしても実質的に労働者に資金移動業者口座への賃金支払を強制している場合には、使用者は、労働基準法（昭和22年法律第49号）第24条に違反し、罰則の対象となり得ます。

【2. 資金移動業者口座の資金】

資金移動業者口座の資金は、預貯金口座の「預金」とは異なり、為替取引（送金や決済等）を目的としたものです。労働者が資金移動業者口座への賃金支払を利用する際には、口座への資金移動を行う賃金額は、為替取引（送金や決済等）に利用する範囲とし、送金や決済等に利用しない資金を滞留させないことが必要です。このため、資金移動業者の口座への資金移動を希望する賃金の範囲及びその金額（希望額等）については、労働者の利用実績や利用見込みを踏まえたものとする必要があります。また、希望額等の設定に当たっては、資金移動業者が設定している口座残高上限額（100万円以下）及び指定資金移動業者が1日当たりの払出上限額を設定している場合には当該額以下に設定する必要があります。

また、賃金支払が認められる資金移動業者口座は、資金の受入上限額が100万円以下となっています。このため、賃金支払に当たって口座の受入上限額を超えた場合の送金先の金融機関名又は証券会社名及びその口座番号等をあらかじめ登録しておく必要があります。仮に受入上限額を超過した際には、あらかじめ登録された預貯金口座等に資金移動業者が送金を行います、その際に送金手数料の負担を求められる場合があります。

【3. 資金移動業者が破綻した場合の保証】

銀行等の金融機関が破綻した場合には、預金保険法に基づく預金保険制度により一定額の預金が速やかに保護されますが、賃金支払が認められる資金移動業者が破綻した場合には、預金保険制度の対象とはなりません。資金移動業者が破綻した場合には、資金移動業者と保証委託契約等を結んだ保証機関により、労働者と保証機関との保証契約等に基づき、速やかに労働者に口座残高の全額が弁済される仕組みとなっています。

【4. 資金移動業者口座の資金が不正に出金等された場合の補償】

賃金支払が認められる資金移動業者口座の資金が労働者の意思に反して権限を有しない者の指図が行われる等の労働者の責めに帰すことができない理由により口座の資金が不正に出金等された際に、労働者に過失が無い場合には損失全額が補償されます。また、労働者に過失がある場合にも損失を一律に補償しないといった取扱いとはされず、少なくとも個別対応とされます。なお、労働者の親族等による払戻の場合、労働者が資金移動業者に対して虚偽の説明を行った場合等においては、この限りではありません。また、損失発生日から一定の期間内に労働者から資金移動業者に通知することが資金移動業者による補償の要件となっている場合には、当該期間は少なくとも損失発生日から30日以上は確保することとなっています。

【5. 資金移動業者口座の資金を一定期間利用しない場合の債権】

賃金支払が認められる資金移動業者口座残高について、資金移動業者が利用規約等により有効期限を定める場合には、口座残高が最後に変動した日から少なくとも10年間は債務が履行できるようにされていることとなっています。

【6. 資金移動業者口座の資金の換金性】

賃金支払が認められる資金移動業者口座の資金は、現金自動支払機（CD）又は現金自動預払機（ATM）の利用や預貯金口座への出金等の通貨による受取が可能となる手段を通じて資金移動業者口座の資金を1円単位で払出をすることができます。また、少なくとも毎月1回は、労働者に手数料負担が生じることなく資金移動業者口座から払出をすることができます。

（以上）